平成28年第8回佐渡市議会定例会会議録(第1号)

平成28年12月2日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成28年12月2日(金)午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第138号から議案第144号まで、議案第146号から議案第160号まで、議案第163 号
- 第 6 請願第9号から請願第11号まで、陳情第11号
- 第 7 発議案第11号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

| 出席議員 | (2) | (夕) |
|-----------------|---------|-------|
| [] (H) (H) (H) | \ \ \ \ | 1 1 1 |

| 1番 | 北 | | | 啓 | 君 | 2 套 | 争 字 | 治 | 沙 | 耶 花 | 君 |
|-----|---|-----|---|---|---|-------|-----|-----|---|-----|---|
| 3番 | 室 | 岡 | 啓 | 史 | 君 | 4 套 | 昏 広 | 瀬 | 大 | 海 | 君 |
| 5番 | 上 | 杉 | 育 | 子 | 君 | 6 套 | 山 | 田 | 伸 | 之 | 君 |
| 7番 | 荒 | 井 | 眞 | 理 | 君 | 8章 | 昏 駒 | 形 | 信 | 雄 | 君 |
| 9番 | 渡 | 辺 | 慎 | _ | 君 | 1 1 律 | 大 よ | 森 | 幸 | 平 | 君 |
| 12番 | 髙 | 野 | 庄 | 嗣 | 君 | 1 3 套 | 争 中 | III | 直 | 美 | 君 |
| 14番 | 中 | III | 隆 | _ | 君 | 15章 | 争 中 | 村 | 良 | 夫 | 君 |
| 16番 | 佐 | 藤 | | 孝 | 君 | 17章 | 番 猪 | 股 | 文 | 彦 | 君 |
| 18番 | 近 | 藤 | 和 | 義 | 君 | 1 9 律 | 备 祝 | | 優 | 雄 | 君 |
| 20番 | 竹 | 内 | 道 | 廣 | 君 | 2 1 種 | 金 金 | 田 | 淳 | _ | 君 |
| 22番 | 岩 | 﨑 | 隆 | 寿 | 君 | | | | | | |

欠席議員(1名)

10番 坂 下 善 英 君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長 基 裕 君 副市長 木 則 夫 浦 藤 君 副市長 伊 藤 光 君 教 育 長 児 玉 勝 E 君

| 総合政策 | 监 池 | 町 | | 円 | 君 | 会計管理者 兼会計課長 | 原 | 田 | 道 | 夫 | 君 |
|--------------------|------------|-----|---|-----------|---|------------------|----|-----|----|-----------|---|
| 総務課 兼選挙員 委務局 | 渡 | 邉 | 裕 | 次 | 君 | 総合政策課 長 | 渡 | 辺 | 竜 | Ŧī. | 君 |
| 行政改具 | 革 源 | 田 | 俊 | 夫 | 君 | 世界遺産推進課長 | 安 | 藤 | 信 | 義 | 君 |
| 財務課 | 曼 池 | 野 | 良 | 夫 | 君 | 地域振興 長 | 加 | 藤 | 留身 | 美 子 | 君 |
| 交通政策 | 養 本 | 間 | | 聡 | 君 | 市民生活課長 | 中 | JII | | 宏 | 君 |
| 税務課 | 曼 坂 | 田 | 和 | 三 | 君 | 環境対策 長 | 鍵 | 谷 | 繁 | 樹 | 君 |
| 社会福祥 | 並 市 | 橋 | 法 | 子 | 君 | 高齢福祉 長 | 後 | 藤 | 友 | $\vec{=}$ | 君 |
| 農林水源 | · 使 | 藤 | 浩 | $\vec{=}$ | 君 | 観光振興 長 | 大 | 橋 | 幸 | 喜 | 君 |
| 産業振り課 | 東 市 | 橋 | 秀 | 紀 | 君 | 建設課長 | 清 | 水 | 正 | 人 | 君 |
| 上下水流 | 斯 | 尻 | 純 | _ | 君 | 学校教育課 長 | 吉 | 田 | | 泉 | 君 |
| 社会教真 | 育 越 | 前 | 範 | 行 | 君 | 両津病院 管理部長 | 小 | 路 | | 昭 | 君 |
| 監 査 委 J 事 務 局 J | 計 | 良 | 隆 | 弘 | 君 | 農業委員会 事 務 局 長 | 佐々 | 木 | 雅 | 文 | 君 |
| 消防 | 曼 中 | JII | 義 | 弘 | 君 | 危機管理 | 中 | 原 | 岳 | 史 | 君 |
| 庁 舎 整 (主 | 崩 幹 猪 | 股 | 雄 | 司 | 君 | 契約管理主 幹 | 矢 | Щ | 和 | 英 | 君 |
| 農業政策主 | 策 幹 渡 | 部 | _ | 男 | 君 | | | | | | |
| 事務局職員出版 | ·········· | | | | | | | | | | |
| 事務局 | 曼 村 | JII | _ | 博 | 君 | 事務局次長 | 本 | 間 | 智 | 子 | 君 |
| 議事調系 | 基 太 | 田 | _ | 人 | 君 | 議事調査係 | 杉 | 山 | 雅 | 浩 | 君 |

午前10時00分 開会・開議

○議長(岩﨑隆寿君) おはようございます。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第8回佐渡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(岩崎隆寿君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、16番、佐藤孝君及び18番、近藤和義君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(岩崎隆寿君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、中川隆一君。

〔議会運営委員長 中川隆一君登壇〕

○議会運営委員長(中川隆一君) おはようございます。去る11月29日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、今期定例会において上程される議案について、1点ご報告いたします。11月24日の議員全員協議会において説明のありました議案第145号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本議案については、市長から諸般の事情により本日の上程は行わないとの報告があり、これを了承いたしました。

それでは、今期定例会の会期及び会期日程についてご報告いたします。

会期につきましては、本日から12月22日までの21日間といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。

本日は、諸般の報告、行政報告の後、議案の上程、質疑、常任委員会付託、請願、陳情の常任委員会付 託、特別委員会設置に係る発議案の上程、採決を行います。また、午後1時からは議会報編集特別委員会 を、本会議散会後は各派代表者会議を開催いたします。

5日は午前10時から決算審査特別委員会を、また午後1時30分からは特定有人国境離島運賃低廉化検討 特別委員会を開催いたします。

6日は、午前10時から請願の紹介議員から説明を受けるため、社会文教常任委員会を開催いたします。 また、午後1時30分からは、各派代表者会議を開催いたします。

7日から12日までが一般質問であります。質問者は14人であります。

12日の一般質問終了後、追加議案の上程を行います。予定されている追加議案は、新潟県人事委員会勧告等に伴う案件並びに旧佐渡会館及び両津支所解体工事請負契約に関する案件であります。これらの追加議案は、9日に議場配付いたします。なお、今期定例会会期中において、さらに本庁舎建設に係る住民投票条例制定請求に関する議案及び両津地区統合保育園建設に係る工事請負契約に関する議案の追加上程が予定されております。現在所要の手続中ということで、執行部から議会運営委員会に対し改めて報告がな

されるとのことであります。改めて私からご報告いたします。

13日は、午前10時から特定有人国境離島運賃低廉化検討特別委員会を開催いたします。13日午後から19日までの間が常任委員会審査であります。

20日は、午前10時から特定有人国境離島運賃低廉化検討特別委員会を開催します。午後3時を目途に特別委員会の報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、午後4時を目途に議会運営委員会を開催いたします。

21日は、午前10時から議員全員協議会を開催します。また、午後3時を目途に常任委員会の報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、午後3時30分を目途に議会運営委員会を開催します。

22日は、午後1時30分から最終日の議事を行います。

以上であります。

○議長(岩﨑隆寿君) ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩﨑隆寿君) 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から12月22日までの21日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岩﨑隆寿君) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は21日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長(岩﨑隆寿君) 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

日程第4 行政報告

○議長(岩﨑隆寿君) 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長(三浦基裕君) おはようございます。よろしくお願いします。まず、平成28年第8回佐渡市議会定 例会に当たりまして、9月に行われました平成28年第6回佐渡市議会定例会以降の報告事件についてご報告申し上げます。

初めに、新潟県において高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が確認されたことにつきまして報告させていただきます。佐渡での事例は現在報告を受けておりませんが、今後の対応策について副市長を中心とした関係部署による佐渡市家畜伝染病防疫対策準備会を11月29日及び11月30日の2回開催し、次のような取り組みを行っております。1、養鶏農家や市民に対しての注意喚起。これは、養鶏農家への電話連

絡、市民向けには緊急情報による告知であります。2、学校で飼育している鳥の管理についての指導。3、 死亡野鳥の取り扱いについての周知。4、ウイルスの侵入を防ぐため、港でのできる範囲での水際対策を 実施しております。具体的には、佐渡汽船新潟港での乗船の際の靴底消毒ポイントの設置を行いました。

トキ関連の情報については、環境省によりますと11月21日、秋田県の動物園、鳥取県の野鳥において高病原性鳥インフルエンザが確定したことを受け、佐渡トキ保護センター及びトキふれあい施設における高病原性鳥インフルエンザ発生対策マニュアルに基づきまして公園内に消石灰を散布し、屋外観察通路を立入禁止とするトキの森公園の防疫措置を行ったとのことであります。その後、11月29日の県内発生を受け、公園内の通路を限定する措置をとっております。

また、市民の皆様には食の安全という点からご心配されておられるかと思われますが、これまで鳥肉や鶏卵を食べることによって鳥インフルエンザウイルスが人に感染した例は世界的にも報告がございません。鳥肉や鶏卵とも安全のための措置が講じられております。国の食品安全委員会ホームページにおいても、鳥インフルエンザに関して鳥肉及び鶏卵は安全であるとの考え方が示されております。今後とも引き続き県の対策本部と連絡を密にしながら環境省を始め農業団体などの関係機関と連携を図り、情報収集及び予防対策に努めてまいります。

続きまして、報告第26号及び第27号について報告いたします。本件につきましては、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、報告いたします。

以上で報告を終わります。

- ○議長(岩﨑隆寿君) ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。
 - 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- ○議長(岩﨑降寿君) 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

日程第5 議案第138号から議案第144号まで、議案第146号から議案第160 号まで、議案第163号

○議長(岩崎隆寿君) 日程第5、議案第138号から議案第144号まで、議案第146号から議案第160号まで及び議案第163号についてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長(三浦基裕君) それでは、議案の提案理由を説明いたします。

議案第138号 佐渡市行政組織条例の制定について。本案は、市の重点施策を明確な情報の把握と共有のもと、迅速かつ確実に実現するとともに組織の縦割りといった現行組織が抱える問題点を解決する体制を構築するため、佐渡市行政組織条例を改正するものであります。内容は、部制の導入とシンクタンク的役割を担う総合戦略室を設置するものであり、総合戦略室を中心に4つの部が常に連携し、多種多様なニーズや課題にスピード感を持って対応するものであります。

議案第139号 佐渡市公共施設等総合管理基金条例の制定について。本案は、後年度における公共施設

等の更新、統廃合、長寿命化等に係る経費の財政負担の軽減並びに平準化を図るため、原資の積み立て及 び取り崩しを行うための基金の設置に必要な条例を制定するものであります。

議案第140号 佐渡市小水力発電所運営事業基金条例の制定について。本案は、土地改良施設の維持管理費の節減及び農業農村地域の振興、さらに温室効果ガス排出抑制を図ることを目的としまして、佐渡市が設置する小水力発電所の修繕、更新等の費用に充てるための基金の設置に必要な条例を制定するものであります。

議案第141号 佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、小倉ダムに整備した小水力発電所の稼働に伴い、小水力発電事業として経理を区分する必要が生じたため、佐渡市小水力発電特別会計を設置し、条例を改正するものです。

議案第142号 佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成28年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、佐渡市税条例等の一部を改正するものであります。主な改正内容は、住民税の延滞金の計算期間等の見直しに伴う改正、自主服薬促進のために創設される医療費控除の特例に関する改正等であります。

議案第143号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、税制改正及び所得税法等の一部改正を受け、国民健康保険税における上場株式等に係る配当所得に係る分離課税の対象を配当所得等に改め、株式等に係る譲渡所得等に係る分離課税の対象を一般株式等に改めるなど所要の整備を図るため、条例の一部を改正するものであります。

議案第144号 佐渡市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、市内の全簡易水道事業を廃止し、佐渡市水道事業として認可事業を一本化することに伴い、佐渡市水道事業の設置等に関する条例、佐渡市水道事業給水条例及び佐渡市水道事業及び簡易水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第146号 佐渡市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、佐渡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるための条例の改正を行うものであります。

議案第147号及び148号は関連した議案でありますので、一括して説明いたします。議案第147号 新たに生じた土地の確認について(両津湊地内)、議案第148号 字の変更について(両津湊地内)。以上の2 議案は、新潟県が両津漁港修築事業により施工した船揚げ場及び漁港道路の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得ましたので、新たに生じた土地の確認及び字の変更についてそれぞれ議会の議決を求めるものであります。

議案第149号から議案第155号につきましては公の施設に係る指定管理者の指定に関する議案でありますので、一括ご説明申し上げます。議案第149号 公の施設に係る指定管理者の指定について(心身障がい者福祉センター)、議案第150号、同じく公の施設に係る指定管理者の指定について(精神障がい者福祉センター)、議案第151号 公の施設に係る指定管理者の指定について(窪田キャンプ場)、議案第152号 公の施設に係る指定管理者の指定について(佐渡海洋深層水分水施設)、議案第153号 公の施設に係る指定管理者の指定について(ヴ労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広

場)、議案第154号 公の施設に係る指定管理者の指定について(両津総合体育館)、議案第155号 公の施設に係る指定管理者の指定について(佐渡スポーツハウス、佐渡市陸上競技場)。以上7議案は、佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき選定した団体を指定管理者として指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第156号 市道路線の変更について。本案は、国道350号国仲バイパス暫定供用により、国、県道の路線再編に伴い、市道路線の一部を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

議案第157号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について。本案は、新井頸南広域行政組合が平成29年3月31日限りで解散することに伴い、本市が加入する新潟県市町村総合事務組合からの脱退及び規約の変更について議会の議決を求めるものであります。

議案第158号 平成28年度佐渡市一般会計補正予算(第5号)について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ5億5,699万7,000円を追加するものであります。補正内容は、歳入では地方交付税、国県支出金及び市債などの増額計上、歳出では国の平成28年度補正予算(第2号)に伴う経済対策事業に3億9,284万5,000円を計上するほか、土木事業等工事発注時期の平準化に係る債務負担行為の設定などを計上するものであります。

議案第159号 平成28年度佐渡市介護保険特別会計補正予算について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1億6,470万4,000円を追加するものであります。主な補正内容は、平成28年度給付実績見込みに基づき、歳入では国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を増額し、歳出においては介護給付費を増額するものであります。

議案第160号 平成28年度佐渡市下水道特別会計補正予算について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2,668万円を追加するものであります。主な補正内容は、歳入では一般会計繰入金及び下水道補償料の増額、歳出では消費税、測量設計委託料、汚水管渠工事、水道管等補修費の増額、雨水管渠工事の減額であります。

議案第163号 公有水面埋立てに係る意見について。本案は、佐渡市が実施する水産物供給基盤機能保全事業及び市単独事業に必要な漁港施設用地を造成するため、公有水面を埋め立てることについて新潟県知事から意見を求められていますので、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(岩﨑隆寿君) これより議案の順序に従い、質疑に入ります。 議案第138号 佐渡市行政組織条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。 中川直美君。

○13番(中川直美君) お尋ねをいたします。

きょうの新潟日報の佐渡版にも報道されております。組織を変えると。以前は部長制だったものが課長制になってきて、三浦市政半年たって、来年度から部長制にしたいというものでありますが、そこでお尋ねをしたいことが3点ばかりあります。

1つは、今回のこの組織を見てわかるように、先ほど市長の提案理由の説明の中にもありましたが、例えば新設をされたものでいうと農業政策課、子ども若者課、防災管財課、そして係のほうでは地域包括ケ

ア推進係ということで、全体として見るとどこに力を入れていくのかなというのがわかるのですが、例えば地域包括ケア推進係、子ども若者課ということを見ると、若者と高齢者の問題を一生懸命やっていきたいのだなというふうに見えるのですが、そういう考えでいいのかというのが1点目。

2つ目は、先ほどシンクタンクの役割を果たす総合戦略室というお話がありました。現在でいうと似たような課の名前では総合政策課があるわけですが、この組織図を見ますと課と並んでいるわけです。総合戦略室が上にいて、以前の議会の議員全員協議会等の説明だと副市長との何か直結みたいな感じもあったのですが、総合戦略室長は部長クラス扱いになるのか、課長職扱いになるのか、その辺をお尋ねをしたいというのが2点目です。

3点目は、この間の議会とのやりとりの中でもあったのですが、当然市長が言うようにスピーディーになって重点施策を推進していくということで、部長がみんな把握するということになるわけで、議会答弁、わかりやすく言えばここに並んでいる方々ですが、部長職という理解でいいのだろうと思うのですが、その辺どう考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長(岩﨑隆寿君) 答弁を許します。

三浦市長。

○市長(三浦基裕君) まず、第1点目でございますが、中川議員ご指摘のとおり、子供、子育ての一環的な支援の強化、さらに高齢者、介護、医療の部分の強化等を含めた考え方で重要施策の部分を独立させていただきました。

あと、総合戦略室につきましては、これ印刷がちょっと済みません。エクセルがずれていまして、本当はもう少し左へ寄っていて、部と同じ扱いでございます。総合戦略室長も部長と同等の扱いで設定する予定でございます。

議会答弁につきましては、市長部局に関しましては部長が答弁役をさせていただくという予定でおります。

以上でございます。

- ○議長(岩﨑隆寿君) 中川直美君。
- ○13番(中川直美君) そうしますと、総合戦略室については部と同じ格の扱い。そうすると、総合戦略室 長ということになるのだけれども、扱いとしては部長扱いということでいいのかということが1点です。

もう一つは、スピーディーになるというのはわかるのだけれども、過去も屋上屋を重ねて、過去はやっぱり部長制だと、わかりやすく言うと、窓口へ行って聞くと課長に聞かなければわからない、課長が出てくると、いや、部長に聞かないとわからない、その次には副市長に聞かなければわからないみたいなことで、現場的に言うとそういった、ちょっと難しい問題になってくるとそういったことが問題だった、市民サービスが逆にスピーディーでなかったということで私は課長制に戻ったような気がしているのです。そこで、本当にこれスピーディーになっているのかどうなのかというのが2つ目です。

それともう一つは、総合政策監が今回ないわけですが、来年度どうなるかわからぬということで載っていないのかもしれませんが、総合政策監が来た場合にどういう扱いになるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長(岩﨑隆寿君) 答弁許します。

三浦市長。

○市長(三浦基裕君) まず最初ご指摘のスピード感等につきましては、これまで課制をしいておりました。 市長部局だけで18の課がございましたが、課長がそれぞれの課の責任者ということで、全体が集まるのは 月1回の庁議等に限定されておりました。今回このトータル、グループ分けした部制をしくことによりまして、市長、副市長及び部長等の打ち合わせ、会議等も随時開催できることになりますし、部単位で各それぞれの所属課を集めての打ち合わせ、ミーティング等も随時の形で開きやすくなります。その意味で、下からのボトムアップ、上からのトップダウンの意思伝達も含め、そのグループ内での互いの課の情報共有も含めてスムーズに生かすように、そういう運用を目指して今回の部制を導入させていただいたということでございます。

続きまして、2点目の総合政策監でございますが、国土交通省側ともいろいろ調整してまいりましたが、 基本的には総合政策監は次年度は置かずに、総合戦略室中心に国土交通省との対応、国の官公庁との対応 等は、別途それぞれ派遣している職員もおりますので、その辺も含めた中でうまく連動していきたいと考 えております。

- ○議長(岩﨑隆寿君) 中川直美君。
- ○13番(中川直美君) 3回目ですが、シンクタンクの役割を果たす総合戦略室、しかも部長扱いでというのですが、シンクタンクということになると、例えば今テレビで報道されている東京都の小池知事ではありませんけれども、シンクタンクというのはやっぱり公務員、職員では私無理ではないかというふうに思うのですが、その点どうなのか。重ねて聞けば、その総合戦略室は何人体制になるのかをお尋ねをしたいと思います。

もう一つは、5万人台の自治体では部長制というのは余り多くないというふうに思うのです。その辺で 弊害が生まれないということでやるのだろうと思うのですが、ただ部長制にしても問題点はどこかに残る と思うのです。部長制にした場合の問題点はどこにあるというふうにお考えでしょうか。

- ○議長(岩崎降寿君) 三浦市長。
- ○市長(三浦基裕君) 先ほど総合戦略室につきましてはシンクタンク的役割とさせていただきましたが、 基本的には市行政の総合的な政策の企画、立案、さらには行政改革の考え方及び調整等々が中心となって のトータルのマネジメントをする部門というふうに考えておりますし、部長制の問題、これは部制という 形はとっておりますが、考え方としましては関連する課を一定程度の範囲のグループにすみ分けるという 考え方でございます。部長制というよりも、そのグループの中での情報共有、連動を目指すための区分け という認識でおります。この辺のところは、組織の部という名前よりも運用の部分のほうが大事な問題に なってくると思っております。

あと、総合戦略室の人数につきましてはまだ確定はしておりませんが、基本的には最小限の人数編成で 臨みたいと考えております。

○議長(岩崎隆寿君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩﨑隆寿君) 質疑なしと認めます。

議案第138号についての質疑を終結いたします。

議案第139号 佐渡市公共施設等総合管理基金条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○13番(中川直美君) お尋ねをいたします。

これは、私は極めて問題だろうと思っているのです。何言いたいかというと、三浦市長になってつくった佐渡市公共施設等総合管理計画に充てる金を積み立てるというわけでしょう、ざっくり言えば。しかも、条例施行規則案第2条の中には、統合に係る経費、2つ目には長寿命化に係る経費、そして3つ目には維持管理または修繕に係る経費ということになっているではないですか。何言いたいかというと、今回も出ているけれども、長寿命化の予算なんてのは国自体が社会資本整備交付金の中で進めるといってあるものだ。例えば維持管理、修繕なんていうのは、これ経常経費です。それまでこの基金の中に押し込んで、この基金の範疇の中でやろうとする、やらせようとするというのは、これを私問題だというふうに思うのだが、どうかというのが1点目。

2点目です。この公共施設ということなのだから、例えば今の市長でいうと庁舎を建てないわけだから、 これも公共施設の中へ入るのだ。公の施設ではないが。そうすると、結局さっき言った物事に制限をかけ るという役割をこの基金条例つくることによってなるのではないですか。それが2つ目。

3つ目は、予算規模と考え方を聞きたいのだ。この基金の。公共施設等総合管理計画の中では、30年間で4,020億6,000万円なのだけれども、それで1年間で134億円かかるというふうにおどしているのだけれども、市民を。これに対してこの基金で対応していくというわけでしょう。そうすると、あなた方は財政計画でどのように考えているかというのは、青写真出てこないとだめなのだ。そのぐらいはちょっと説明してもらいたい。

○議長(岩﨑隆寿君) 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長(池野良夫君) ご説明いたします。

まず、1点目の維持管理経費にも充てているということなのですが、これにつきましても今後佐渡市公 共施設が多いので、その維持管理経費も後年度かかってくるだろうということで、維持管理経費にも充て たいという考えで規則のほうには計上いたしました。

2点目ですが、制限というのは、中川議員、どういうあれでしょうか。

〔「いや、逆質問ないんだよ」と呼ぶ者あり〕

- ○財務課長(池野良夫君) いや、どういう、制限というのは。
- ○議長(岩﨑隆寿君) 答弁してください。

〔「それやったら切りないよ」と呼ぶ者あり〕

○財務課長(池野良夫君) 済みません。制限という、ちょっと……

〔「ならんと思いますと言え」と呼ぶ者あり〕

○財務課長(池野良夫君) はい。

それと、どのくらいためるのかというところですが、これについては公共施設等総合管理計画では平成40年度ぐらいからまた更新費用がかかるということでございますので、それまでに……

[何事か呼ぶ者あり]

○財務課長(池野良夫君) 今後年間、最初当初予算ではこの公共施設の関係で1億円を積み立て、年度末に余剰財源が余ればそれを積み立てていきたいということで、今後10年間ぐらいで四、五十億円ぐらい積み立てたいというふうに考えております。それと、ほかにこの基金を制定することによって今ある行政庁舎基金を統廃合し、こちらに統合するということにしまして、本庁舎の建設基金もここに1億円毎年積み立てていきたいというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(岩﨑隆寿君) 中川直美君。
- ○13番(中川直美君) 制限というのは、例えば行政庁舎建設基金があるでしょう。あれは庁舎を建てるために積み立てますということだから、逆に言えばたまっていないということはやれないということなのです。あなたの今言った答弁でいうと目標四、五十億円で、計画でいうと平成40年度ぐらいからかかるからというのだけれども、もう既に今年度、昨年度からどんどん、どんどん地域の公共施設潰しているでしょう。逆に言えばあなた方建てることだけではなくて、潰すこともここに基金がないことによってできないことにしてしまうのです。2つあるのです、表と裏。制限というのはそういうことなのですよ、基金というのは。

後年度に充てたいと言うのだけれども、それで年1億円で、例えば庁舎の住民説明会では1億円ずつためていくと言ったけれども、では同じ庁舎のためのこれ基金ということですか。そうすると2億円ためるということになるのだけれども、庁舎1億円、これ1億円。それで、年度末に行ったらためる。毎年このような基金を積み立てなくても、前回だってそうです。余って余ってしようがないものだから、10億円をどおんと減債基金に積み立てているではないですか。こういったことの繰り返しではないですか、数年来。あえて財政が本当に厳しいときならば、将来何かをやらなければならないという目的に向かって積み立てていくということは、私はあると思うのだ。厳しい中にあっても、今の全国の地方自治体の財政意外と厳しい中にあっても楽だから、こういったことによってたがをはめることが私はよくないというふうに思うのだが、どうなのか。

最後、目標40億円から50億円と言うのだけれども、先ほど言ったけれども、130億円かかるというのですよ、隣の行政改革課長の計算だと。多分あのソフトが私は間違っているなと思っているのだけれども、全然鼻くそにもならないではないですか。年間130億円かかるというのでしょう。それで平成40年に目標40億円と。追いつかないではないですか。だから、全体として財政計画、積み立て計画をどういうふうに考えているのか。積み立て計画を考えているなら、まず社会福祉施設を全体としてどういうふうに配置をして統廃合する計画です、スポーツはこうです、したがってこのぐらい要りますということが今後行政改革の中でやるわけです。やり方これ逆さまではないですか。違いますか。

○議長(岩﨑隆寿君) 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長(池野良夫君) ご説明いたします。

制限をかけているのではないかということなのですが、佐渡市につきましては公共施設が多いので、それの維持管理、あと整備費が今後かかるということなので、この基金を計上したものでございまして、あ

とその整備計画なのですが、この公共施設管理計画では全体で1,600億円ですか、かかるということなのですが、これにつきましては公用、公共施設、インフラを除いた施設のものについては、1年間当たりの整備額が約54億円というふうに試算されております。これについて、これを今の計画では約3割ぐらい施設を削るということなので、そこから引きまして、そこに対する一般財源が約10億円ぐらいかかると試算しております。その10億円の約2分の1をこの基金から充てたいというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(岩﨑隆寿君) 中川直美君。
- ○13番(中川直美君) 長寿命化ということをいうと、全国で問題になっている橋梁の長寿命化ということで国の予算がおりてきて、佐渡市でも早くからやっている。佐渡市の場合、橋が多いから対処もやっているの。長寿命化ということが今流れになっているから、そういったものが国の予算で来たときにはここから充てるという建前になっていないではないですか。あなた方条例施行規則案の第2条では、公共施設の耐震化、長寿命化に係る経費のためにという。例えばもう一つは、さっき言った3つ目の維持管理または修繕に係る経費、これは経常経費です。建物建てればランニングコストが出るのは当たり前なのです。それを基金の中から出そうとするのはおかしなことだ、考え方として。

あなた40億円だってさっき言っているけれども、全体ではそんなのそれ1回使えば終わりではないですか。そうではなくても、もう既に公共施設の長寿命化であり、修繕であり、統廃合でありというのはやっているし、やらなければならない最大の課題なわけではないですか。それをあえてここで基金を積み立てるという、今の市の財政状況から見ても、一般質問でもやるけれども、おかしいのではないのか。結果的に言うと、庁舎の問題でも何でも基金がありませんからやれません、やれませんって話にしてしまうのでしょう。違いますか。

○議長(岩﨑隆寿君) 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長(池野良夫君) ご説明いたします。

今ほど橋梁の話が出ましたが、この基金条例で想定しているものは公共施設、公用施設ということでありまして、箱物を想定した条例でございまして、インフラ道路とか橋とかというものは、今中川議員がご説明ありました国の予算を使って修繕、維持管理していくというふうなことで考えております。

以上です。

○議長(岩﨑隆寿君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩﨑隆寿君) 質疑なしと認めます。

議案第139号についての質疑を終結いたします。

議案第140号 佐渡市小水力発電所運営事業基金条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩﨑隆寿君) 質疑なしと認めます。

議案第140号についての質疑を終結いたします。

議案第141号 佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩﨑隆寿君) 質疑なしと認めます。

議案第141号についての質疑を終結いたします。

議案第142号 佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩﨑隆寿君) 質疑なしと認めます。

議案第142号についての質疑を終結いたします。

議案第143号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質 疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岩﨑隆寿君) 質疑なしと認めます。

議案第143号についての質疑を終結いたします。

議案第144号 佐渡市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を 許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩﨑隆寿君) 質疑なしと認めます。

議案第144号についての質疑を終結いたします。

議案第146号 佐渡市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。 質疑ありませんか。

中川直美君。

○13番(中川直美君) 農業委員会に関するこの条例、これ言うまでもないのだけれども、自民党、公明党の安倍政権がTPP絡みで戦後の農政を大転換すると言ったもの、岩盤規制に穴をあけると言って戦後の農政を大きく変えるというものなのです。

そこで聞きたいのだが、TPPもだめになるようだというのもあるのだけれども、もともとの農民の議会、農地の番人としての農業委員会の建前は建前で一応形だけ残っていて、ところが一方では集約化、大規模化を進めるために農業委員会を変質させるものなのだ。これは、農業委員会のほうがわかっていると思う。そこで聞きたいのだが、都会と違って佐渡の場合は集約化する、耕作放棄地をどうかするといっても大変なのです。ここに出ている農地利用最適化推進委員というの、これざっくり言えば佐渡版の農地中間管理機構のような役割を担うわけだ。集約化もやる、耕作放棄地も何とかしろ、だけれども、できないのですよね、現状でも。そういう意味でいうと、市の政策との絡みも含めて極めてこの農業委員会の役割は大きいと思うのだけれども、例えば定数24名、国の指針で言えば現行定数の半分程度というわけだ。現在が36名だけれども、24名。農地利用最適化推進委員の数が37名。これまでは36名だったものが、全体としては農地利用最適化推進委員も含めると61名になるわけだ。この辺の議論は一体どういう議論されたの

か。今度は基本的には公募をするけれども、市長の任命、議会の同意というわけだ。そういうところの定数のあり方を市長部局ともやっぱり相談した上で政策遂行しないとこれいけないと思う。そういったこの農業委員の定数の扱い、結局農業委員会がどうあらねばならないかというところから定数というのは私出てくると思う。ただ、国の決まりでいうと現行定数の半分程度ということなのだけれども、その辺の議論は一体どういうふうになっているのですか。農業委員会議事録がホームページに公開されていると思って一生懸命見たら、そこの重要なところにいくと話がありましたになっていたものだから、わからなかったので聞くのですが、お願いします。

- ○議長(岩﨑隆寿君) 説明を許します。
 - 佐々木農業委員会事務局長。
- ○農業委員会事務局長(佐々木雅文君) お答えをいたします。

今ほど議員のおっしゃいましたことにつきまして、今回農業委員会法が大幅に改正をされました。それによりまして、その内容につきましては農地等の利用の最適化、これが必須条件になりました。それで、それを積極的に推進していく必要があるということがうたわれております。それで、農業委員、それから新たに新設されます農地利用最適化推進委員、これにつきましては、今年4月1日から施行になっております。しかしながら、佐渡市の場合は現在の委員の任期満了までがその任務を果たせるということで、そうことに法律でなっておりますので、佐渡市の場合は来年7月23日までということでございます。

それで、その定数をどのようにして決定したのかということでお尋ねがございましたので、説明をさせてもらいたいのですが、まず佐渡市農業委員会で検討委員会というものを設置しました。5月から8月まで毎月1回ずつ行いまして、定数について検討をいたしました。それで、農業委員については、農業委員会等に関する法律施行令第5条で、農業委員会の基準の農業者数、それから農地面積、それに応じて基準が決まっておるところでございます。佐渡市の場合、それに当てはめますと24名ということになっております。それから、先ほど議員が申しましたように、現農業委員の半数程度ということになっております。佐渡市の場合、今農業委員は選任委員が6名、それから選挙委員が36名、42名でございますが、今現在は2名の選任委員の方が退任されておりますので、40名ということになっております。そういうことで、そのあたりを勘案しまして24名ということにさせてもらったということでございます。

それから、農地利用最適化推進委員につきましては、これについては基準がございまして、同じく農業委員会に関する法律施行令第8条、これで農地面積約100ヘクタールに1人という基準がございます。それで、佐渡市の場合の農地面積は農地台帳では1万3,400ヘクタールということになっておりますので、それに当てはめますと134人という数字が出てきますが、現在の委員の業務数、業務内容、それから今後予測される業務量、それから他の市町村の状況等を総合的に判断をしまして、37人という形でさせてもらっております。これについては、事前に農業委員会で一応決定した後、市長、副市長とも面談をさせてもらいまして、説明をしております。

以上でございます。

- ○議長(岩﨑隆寿君) 中川直美君。
- ○13番(中川直美君) 私が間違っていたらまた指摘をしていただければいいのですが、その詳しい説明があったのですが、佐渡の場合、農業委員の定数の上限基準で農地利用最適化推進委員を委嘱しない場合の

農業委員の場合は四十何人でしょう。つまり何言いたいかというと、まずこの農地利用最適化推進委員として佐渡の場合分けたほうがいいことなのか、上限定数の四十何人でいいのかというところでまずぶち当たると思うのです。その辺の議論はまずどういうことなのか。つまりさっき言ったように、佐渡の場合は耕作放棄地や棚田やいろんなものがあって、農地の流動化もしにくい、集約化もしにくい。今、国仲の平場でさえ集約ができないという状況の中でどうするのかと。先ほど言ったけれども、組織のほうでは農業政策課ということで農業を一生懸命やろうというわけだからどうなのかという、その辺の議論を執行部と兼ね合わせてやっぱりやっていく必要があったのではないか。その辺どうなのか。つまり農業委員会事務局長が言いましたが、農地の最適化に関する施策のPDCA化の中で、佐渡市もPDCA化で進めるというわけだ。行政機関に対してこういったふうにやってくれという意見をどんどん言っていきなさいと、そうしないと集約化が進みませんよということだから、市の思惑との絡みが私当然出てこなければいけないと思うのだけれども、どうなのかと。

2つ目、これまでだと農業委員会に出ていた農業協同組合枠だとか、農業共済組合枠だとか、議会枠もありましたね。つまりそれなぜあったかというと、やっぱり必要な団体だからあったと思うのです。だから、その辺はこれ内部ルールとしてやっぱり持つ必要があるのではないか。一般的にこの農業委員会制度の岩盤規制の改革で心配をされているのは、本当に農民の代表ではなくて、起業家みたいなのが思うように使われることになってしまうのではないかということが心配されているわけだから、やっぱりチェック機関として、議会はどうかわからぬけれども、せめて農業団体の内部枠というのやっぱり私要るのではないかと思うけれども、その辺はどう検討されましたか。

- ○議長(岩﨑隆寿君) 佐々木農業委員会事務局長。
- ○農業委員会事務局長(佐々木雅文君) お答えいたします。

まず、農地利用最適化推進委員が必要かどうかという判断基準でございます。これも法律で決まっておりまして、農地利用最適化推進委員を必要とする場合、必要としない場合という基準が設けられております。それで、農地利用最適化推進委員を委嘱しなくてもいい場合というものがございまして、その場合は遊休農地率が1%以下、さらに担い手の農地の集積率、これが70%以上と、それに両方とも当てはまった場合は農地利用最適化推進委員を委嘱しないでもいいということになっております。それで、佐渡市の場合、それに当てはめてみますと、現在遊休農地率が0.95%、これはクリアをしております。しかしながら、担い手への農地の集積率、これは現在約55%程度ということでございますので、70%には届いておりません。そういうことで、佐渡市の場合は農地利用最適化推進委員を委嘱する必要があるということで判断をいたしました。

それから、第2点目でございますけれども、農業団体とか現在選任委員としまして管内の農業協同組合の推薦、それから土地改良区の推薦、それから農業共済組合の推薦、これはもう法律で決まっておりまして、選任しなければならないということになっております。今後は、そういう条項はございません。公募、推薦で広く行うということになっております。ただ、検討委員会の中でもその話が出ました。それをどうするかということなのですが、これはそれを事前にもう内規で決めるということはちょっとできませんので、あくまでもこれは一般公募と推薦でございますので、それについてはそういった方々から推薦を申し出てもらうようにこちらのほうでお願いをすると、お願いをしていくと、今後進めていくというふうに考

えております。

以上です。

- ○議長(岩﨑隆寿君) 中川直美君。
- ○13番(中川直美君) 最後の選任の件ですが、もちろん公募になっているのです。それで、内規とかで決めることというのは法律違反になるからできないのです。できないのだけれども、法律違反ではないけれども、こちらからお願いをしていくというのだから実態変わらないのではないかというふうに思うのだけれども、ただここで問題になってくるのは市長の考えなのです。市長が任命して云々ということ。逆に言うと佐渡の、さっきもあったけれども、農地の集約率だと55%。極めて低いわけで、そうではなくて今ほっといたってもっともっと荒れるという状況の中で、関係団体等が役割を果たさなければならぬというのは当然のことだと思うのだけれども、その辺はどうなのか、市長ちょっと考えをお聞かせ願いたい。

それともう一つは、その農業委員会、さっき言ったようにもともとの家族経営で日本の農業を支えてきた。佐渡の農業もそうです。棚田や条件不利地は、実際には家族的農業でやっている。では、それ集約化してやるかといったら、やれないからやらないのです。そこをやっぱり大事にしていくということが佐渡の農業にとって極めて重要だからこそ、こういった中だからこそ農業委員会は今まで以上に責任と役割が期待されていると私は思っているのです。その辺の中身はどのような議論をされていますかということ。

一つずつお願いします。

○議長(岩崎降寿君) 答弁許します。

三浦市長。

- ○市長(三浦基裕君) 最初のご指摘につきましては、農地利用最適化推進委員の皆さん等々含めて、この 佐渡の中の現状を全部もう一回精査してもらうようお願いもしておりますし、逆にその農地集約による効 率化、実現も含めた部分でいいますと、規模は小さくてもモデルケースとしてきっちり成功事例をつくっ ていく、まずそこを、そのサンプルケースをしっかりつくって、それを今後の展開へつなげていくという 考え方が非常に大事だと思いますので、その辺のところの成功事例、サンプル、モデルケースづくりをし っかりまず第一歩として次年度から検討していきたいと考えております。
- ○議長(岩﨑隆寿君) 佐々木農業委員会事務局長。
- ○農業委員会事務局長(佐々木雅文君) お答えいたします。

今後の農業の経営をどうしていくのかということでございます。今回新たに農地利用最適化推進委員というものができます。その農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員と違いまして各地区に分かれて公募をいたします。ということで、地域に密着した現地中心に行ってもらおうと思っております。そういうことから、地域の意見をよく聞いて、例えば遊休農地に関係すること、それから農地の貸し借り、集約化、それについて積極的によくなってもらいたいというふうに考えております。

○議長(岩﨑隆寿君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩﨑隆寿君) 質疑なしと認めます。

議案第146号についての質疑を終結いたします。

議案第147号 新たに生じた土地の確認について(両津湊地内)の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩﨑隆寿君) 質疑なしと認めます。

議案第147号についての質疑を終結いたします。

議案第148号 字の変更について(両津湊地内)の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩崎隆寿君) 質疑なしと認めます。

議案第148号についての質疑を終結いたします。

議案第149号 公の施設に係る指定管理者の指定について(心身障がい者福祉センター)の質疑を許します。

金田淳一君。

- ○21番(金田淳一君) 資料集の47ページを見ていますけれども、現状の指定管理者であるNPO法人から今回は社会福祉法人に切りかわるということでございますけれども、現状のNPO法人が解散をするということが記述されておりますけれども、この経緯について説明をいただきたいですし、この旧といいますか、NPO法人とこれからその指定管理者となる社会福祉法人との関係についてご説明をいただきたいと思います。
- ○議長(岩﨑隆寿君) 説明を許します。市橋社会福祉課長。
- ○社会福祉課長(市橋法子君) ご説明いたします。

現在、運営していただいておりますNPO法人につきましては、来年度指定管理を受けていただく予定のしあわせ福祉会に統合をいたします。その上解散ということになっております。関係性ということですけれども、手をつなぐ親の会等々での交流を含み、職員と交流をとっておりますし、指定管理をしあわせ福祉会が受託後もNPO法人の現職員をしあわせ福祉会の職員として継続運営していく方針であることを聞いております。

- ○議長(岩﨑隆寿君) 金田淳一君。
- ○21番(金田淳一君) 議案に載っておりますしあわせ福祉会さん、設立日が平成27年3月5日ということで、まだ2年に満たない、比較的新しいNPO法人でございますけれども、以前からいろんな活動をされていることは知っておりますけれども、この事業内容のところに説明がありますとおり、かなり事業を急拡大をされておる法人でございます。お任せするわけですから、しっかりとした運営をしていただきたいわけなのですけれども、そのあたりのところについて心配とかがなかったのか、この指定管理者を選定するところの委員会の中で。その議論はどういうふうなことがあったのかをお知らせいただきたいと思います。
- ○議長(岩﨑隆寿君) 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長(市橋法子君) ご説明いたします。

今回の法人の選定に当たりまして、しあわせ福祉会のほう、理事長、職員の方々ともお話をさせていただきました。NPO法人についても、ことし急に統合というわけではなく、昨年度あたりから法人を統合

していきたいのだというようなことを市のほうと協議をしながら進めてまいりました。私どもとしましては、今議員おっしゃったように法人設立後規模拡大をしておる団体ではございますけれども、個々いろいろな事業を始めるに当たって団体と十分協議をしながら進めておりますので、心配はないと思っております。

○議長(岩崎隆寿君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩﨑隆寿君) 質疑なしと認めます。

議案第149号についての質疑を終結いたします。

議案第150号 公の施設に係る指定管理者の指定について (精神障がい者福祉センター) の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩﨑隆寿君) 質疑なしと認めます。

議案第150号についての質疑を終結いたします。

議案第151号 公の施設に係る指定管理者の指定について(窪田キャンプ場)の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩﨑隆寿君) 質疑なしと認めます。

議案第151号についての質疑を終結いたします。

議案第152号 公の施設に係る指定管理者の指定について(佐渡海洋深層水分水施設)の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩﨑隆寿君) 質疑なしと認めます。

議案第152号についての質疑を終結いたします。

議案第153号 公の施設に係る指定管理者の指定について(勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場)の質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

- ○13番(中川直美君) 両津の野球場とか、ここにある両津運動広場の関係なのだけれども、これ毎回毎回かわっていますよね、受け取る団体が。でも、いや、かわることが悪いというのではないが、今回出されているほかのを見てもわかるように、引き続き応募をしてくるのが普通なのだ。ということは、この指定管理料で安過ぎてやっていけないのではないのですか。今回どうも地域の方が11人集まって、多分地域のためにやろうぜということなのだろうと思うのだけれども、前回よりも若干指定管理料はふやしているようにも見えるのだけれども、これ何でこんなころころ、ころころ毎回かわるのですか。それをあなた方はどう見ているのですか。それで地域の方がこうやって頑張ってやろうというのだったら、やっぱりそれに見合ったものをやらないとまたかわるでしょう。以前違う地域の方やりましたよね。ころころかわり過ぎるのもこれちょっと問題ではないかと思うのだけれども、あなた方どう考えているのですか。
- ○議長(岩﨑降寿君) 説明を許します。

越前社会教育課長。

○社会教育課長(越前範行君) お答えをいたします。

今回のこの指定管理を含めて、経費の積み上げということで正式にしっかり積み上げた中で予算を出していると、経費を出しているということでございます。それで、今までも幾つか平成18年から行っておりますけれども、確かに議員がおっしゃるとおりかわっておりますけれども、地域の方々が今回この施設を核として地域を、周辺を活性化していきたいという思いで提出してきたということでございまして、それを我々頑張っていただきたいというふうに思っております。

- ○議長(岩﨑降寿君) 中川直美君。
- ○13番(中川直美君) 所管の委員会でじっくりやってもらいますが、そうすると若干積み上げてやっているというのだけれども、年額で一体幾らこの指定管理料上がっているのですか。何言いたいかというと、これまではたしか株式会社がやっていたのです。株式会社がやっていても、つまり採算がうまくいかなかったのだと思うのだ。それが地域の方々が頑張ってやるというのだから、一体幾ら上げたのですか、年額。
- ○議長(岩﨑隆寿君) 説明を許します。

越前社会教育課長。

○社会教育課長(越前範行君) ご説明をいたします。

平成29年度、来年が約40万円ぐらいですし、平成30年が……

[「いや、年額幾ら上がったかという……」と呼ぶ者あり]

- ○社会教育課長(越前範行君) 済みません。年額はその年によって多少違うのですけれども、60万円ぐらいかと思います。
- ○議長(岩﨑隆寿君) 中川直美君。
- ○13番(中川直美君) 私の調べたのが間違っているのかもしれません。平成25年度の募集のときには3年間で2,130万円だったでしょう。違いますか。今回が2,220万円でしょう。すると、増減で90万円だから、3年間だから1年当たり30万円しか上がっていないというふうに私は思うのだ。あなたが即答できないということは、さっき言った地域の方々が頑張ってやってくれるというのに本当にやっていけるのだかどうなのか。今までやっていた株式会社の人が何でやめたのか、そういう分析の上に立ってやらなければならないのではないのですか。正確な金額等、これは私が適当に調べたものだから正式にと、それと後段のこと、あなたがそれを答えられないこと自体が問題なのだ。だから、部長制にするなんて言われるのです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長(岩﨑隆寿君) 暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時12分 再開

○議長(岩﨑隆寿君) 再開します。

説明を許します。

越前社会教育課長。

○社会教育課長(越前範行君) ご説明をいたします。

3年間で51万8,000円で、年にしますと1年間に17万3,000円ということになります。

○議長(岩﨑隆寿君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩﨑隆寿君) 質疑なしと認めます。

議案第153号について質疑を終結いたします。

議案第154号 公の施設に係る指定管理者の指定について(両津総合体育館)の質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

- ○13番(中川直美君) ホームページがわかりにくかったものだから、やっぱり全然違ったなということですが、この両津総合体育館については一体幾らですか。今回が2,650万円でしょう。これ前回は一体幾らで、前回に比べて今回は幾ら増減しているのか。
- ○議長(岩﨑隆寿君) 暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時15分 再開

○議長(岩﨑隆寿君) 再開します。

説明を許します。

越前社会教育課長。

- ○社会教育課長(越前範行君) お答えします。済みませんでした。2,790万7,000円でございます。
- ○議長(岩﨑隆寿君) 中川直美君。
- ○13番(中川直美君) そうすると、前回が2,790万円で今回は2,650万円でしょう。安くなっているではないですか。これ何で安くできたのですか。
- ○議長(岩﨑隆寿君) 越前社会教育課長。
- ○社会教育課長(越前範行君) ご説明いたします。営業努力ということでございます。
- ○議長(岩﨑隆寿君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩﨑隆寿君) 質疑なしと認めます。

議案第154号についての質疑を終結いたします。

議案第155号 公の施設に係る指定管理者の指定について(佐渡スポーツハウス、佐渡市陸上競技場) の質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○13番(中川直美君) 同じ今度は佐渡市スポーツ協会の指定管理です。これも先ほどと同じことを聞きます。今回は1億8,500万円だ。前回は一体幾らだったか。あと、これも同じように、今の答えた営業努力で安くなっていると思うのだけれども。

○議長(岩崎隆寿君) 暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時19分 再開

○議長(岩崎隆寿君) 再開します。

説明を許します。

越前社会教育課長。

○社会教育課長(越前範行君) ご説明をいたします。

前回が1億8,080万7,000円でございます。今回が1億8,500万円ということで、差額が419万3,000円でございます。

- ○議長(岩﨑隆寿君) 中川直美君。
- ○13番(中川直美君) 前回が1億8,080万7,000円。これも同じように営業努力で経費削減できたというのですか。何言いたいかというと、これは違うのだろうけれども、一般的に佐渡スポーツハウス、プールみたいのもやっているではないですか。あそこ行くとあのプールは冷たくてしようがない、つまり暖房費けちっているのではないかというのが市民の間からは出ているのだ。余りにもかつかつにやり過ぎて、結果的に住民サービスを落としているのではないか。しかも、今回の評価点については70点でしょう。前回と同じ。そういった問題を総合的に見てあなた方これ積算しているのか。私が調べたのと今言ったその金額は違うのだけれども、あなた方のほうが本会議の答弁だから正確だというふうにしておくが、そういった問題点はないのか。何言いたいかというと、公の施設という市の建物、住民が使うべき、優先的に使えるべきこの施設を住民サービスがよくなるために指定管理者に出しているのですよ、営業努力やるから。本当にそうなっているのか、そういったところの評価はちゃんと生かされていますかということを聞きたいのです。
- ○議長(岩﨑隆寿君) 説明を許します。

越前社会教育課長。

○社会教育課長(越前範行君) ご説明をいたします。

しっかりやっているというふうに判断していますし、今回の指定管理については当然経費の削減というところもございますし、それから当然市民のサービスの向上という部分でしっかりここの団体がやってくれているというふうに思っておりますし、まだ足りないところは確かにあると思いますけれども、そこは我々指導もしながらしっかり市民の負託に応えるような施設にしていきたいというふうに思っております。

○議長(岩﨑隆寿君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩﨑隆寿君) 質疑なしと認めます。

議案第155号についての質疑を終結いたします。

議案第156号 市道路線の変更についての質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岩﨑隆寿君) 質疑なしと認めます。

議案第156号についての質疑を終結いたします。

議案第157号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩崎隆寿君) 質疑なしと認めます。

議案第157号についての質疑を終結いたします。

議案第158号 平成28年度佐渡市一般会計補正予算(第5号)についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出については複数の款ごとに分けて行います。

それでは、議案第158号についての歳入に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩﨑隆寿君) 質疑なしと認めます。

議案第158号についての歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第158号についての歳出に関する質疑に入ります。 2 款総務費から 4 款衛生費までについて の質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○13番(中川直美君) 議員全員協議会のときにも聞いたのですが、今この時期というと経済対策ということあなた方名前もつけているのだけれども、経済対策としてもうちょっと市として頑張らなければならないのではないかということなのです。例えば過去でいうと、こういった時期だとプレミアム商品券をやるとか、今の経済状況、市民の暮らしは本当に大変です。そういう意味でいうと極めてちょっと予算規模が少ないのではないかという私は思いがある。例えば今回、国でさえ消費税増税の影響で臨時給付金みたいなものをやるわけだから、市としてもやっぱり何か考える必要が私あったのではないかというのが1つ。

2つ目、私気になっていたのだけれども、小木行政サービスセンターと新穂行政サービスセンターは一体いつになったら契約案件が出てくるのか。もともとみんな春の3月の時点でおおむね住民の理解が得られたということだから早く建設に入らないと、壊す云々が小木とか新穂もあるのかもしれないけれども、やらないと、合併特例債に間に合わないと私困ると思うものだから言うのだけれども、これ一体いつになったら出てくるのか。やっぱり逆に言えば、今回来年度の公共事業関係の予算の端境期に対しての債務負担行為もやっているのだけれども、そういったものもやっぱりしっかりどんどんやるべきものはやっていく、地域の経済に少しでも貢献していくようなこともやらなければならぬのではないのかということなのだけれども、2つ。

○議長(岩﨑隆寿君) 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長(池野良夫君) 説明いたします。

今回の5号補正で計上いたしました経済対策の経費につきましては、国から内示等があったものを計上したということでございまして、市単独の経済対策事業については計上しておりません。

以上です。

○議長(岩崎隆寿君) 説明を許します。猪股庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹(猪股雄司君) ご説明いたします。

小木と新穂の行政サービスセンターにつきましては、ただいま実施設計の最終チェックのほうを行って おります。年明けには入札のほうを進めたいというふうに考えております。

- ○議長(岩﨑隆寿君) 中川直美君。
- ○13番(中川直美君) 財務課長、だからやらなければならぬのではないかと、市独自で。あなた方経済対策、経済対策と言うのだけれども、例えば今回の事業内容の中で避難路の整備事業があるわけだ、これ総務課の中で。これ単純に従来型のちょこちょこというのではなくて、佐渡は災害が起きたときには旧町村単位別ぐらいに分断されるのだから、もうちょっと今ある山道を整備をしてやっていくみたいなこともやっぱり考える必要あるのではないですか。そうやってやっていくことが今重要だし、臨時福祉給付金といってもこれは本当に低所得者のためだけのものでしかない。今困っている方が多いのだから。例えば福祉灯油のことであったりとか、社会福祉課長は言わなかったのもしれないけれども、市独自でやるとか、そういう知恵を使った今経済対策をやっぱりやっていく必要があるのではないのかということです。

猪股庁舎整備主幹、何でこんなに遅れているのかと聞いているのだ。

○議長(岩﨑隆寿君) 説明を許します。

池町総合政策監。

○総合政策監(池町 円君) ご説明いたします。

経済対策につきましては、今財務課長から少し説明ぶりがおかしなところございましたので、私のほうからご説明させていただきますと、離島活性化交付金あるいは社会資本整備総合交付金の経済対策メニューについては、佐渡市のほうでもきちっと見て、佐渡市で使えるものについて検討した結果、今回離島活性化交付金の安全、安心に係る事業のみになってございます。ただし、その他の省庁の事業について、内示がまだいただけていないものもございます。今後の調整によって内示がもらえないという結果になるかもしれませんけれども、今一部は模索をしているものがございますので、佐渡市として国の経済対策を積極的に活用していくという姿勢は佐渡市のほうで持っておりますので、その点はご了承いただければと思います。

○議長(岩﨑隆寿君) 説明を許します。

猪股庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹(猪股雄司君) ご説明いたします。

設計のほうの中身をちょっと再構築している部分がございまして、そちらのほうで若干設計が遅れたということでございます。

- ○議長(岩﨑隆寿君) 中川直美君。
- ○13番(中川直美君) また言うと怒られるけれども、怒られてもいいから言うのだけれども、アベノミクスが失速をして庶民は大変なのです。だからこそ国の予算、国の建前だって未来への投資でしょう。さっき私避難路を挙げたのは未来への投資の意味で実は言ったのだけれども、やっぱりこんな厳しいときだからこそ、さっき言った福祉灯油をやるとか、プレミアム商品券をやるとか、緊縮、緊縮ではなくってやる

ということをやっぱり手を打たなければならぬときだと思うのです。私はそう思うのだけれども、そう思いませんか。

- ○議長(岩﨑隆寿君) 池町総合政策監。
- ○総合政策監(池町 円君) ご説明いたします。

ここ数年、プレミアム商品券であるとか、あるいはガソリン、灯油への支援といったものを佐渡市も補正で過去行っておりますけれども、それ非常に有利な制度が国から提示をされて、それを最大限活用してきたわけでございますので、今回なかなかそういったメニューがなかったので、今回の補正にはそういったものは入っていないということございます。市単独でそういった経済対策をやることについては、その費用対効果を相当慎重に見きわめていかなければなりません。その辺今回なかなか市の単独で経済対策を行うという結論には至らなかったということでございます。

○議長(岩﨑隆寿君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩﨑隆寿君) 質疑なしと認めます。

2款総務費から4款衛生費までについての質疑を終結いたします。

次に、5款労働費から7款商工費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩﨑隆寿君) 質疑なしと認めます。

5款労働費から7款商工費までについての質疑を終結いたします。

次に、8款土木費から10款教育費までの質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岩﨑隆寿君) 質疑なしと認めます。

8款土木費から10款教育費までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第158号についての質疑を終結いたします。

議案第159号 平成28年度佐渡市介護保険特別会計補正予算(第2号)についての質疑を許します。質 疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩崎隆寿君) 質疑なしと認めます。

議案第159号についての質疑を終結いたします。

議案第160号 平成28年度佐渡市下水道特別会計補正予算(第2号)についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩﨑隆寿君) 質疑なしと認めます。

議案第160号についての質疑を終結いたします。

議案第163号 公有水面埋立てに係る意見について(沢根地内)の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩﨑隆寿君) 質疑なしと認めます。

議案第163号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第138号から議案第144号まで、議案第146号から議案第160号及び議 案第163号については、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に 付託いたします。

日程第6 請願第9号から請願第11号まで、陳情第11号

○議長(岩﨑隆寿君) 日程第6、請願第9号から第11号まで並びに陳情第11号についてを一括議題といた します。

請願第9号から第11号まで並びに陳情第11号については、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第7 発議案第11号

○議長(岩﨑隆寿君) 日程第7、発議案第11号 特定有人国境離島運賃低廉化検討特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川直美君。

〔13番 中川直美君登壇〕

○13番(中川直美君)

発議案第11号

特定有人国境離島運賃低廉化検討特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年12月2日

佐渡市議会議長 岩 﨑 隆 寿 様

特定有人国境離島運賃低廉化検討特別委員会の設置について 佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

記

1 特別委員会の名称

特定有人国境離島運賃低廉化検討特別委員会

2 付託事件

住民向け航路運賃の低廉化に関すること

3 委員の定数

10人

4 期間

平成28年第8回(12月)佐渡市議会定例会の会期最終日までとする

5 費用

予算の範囲内

以上の案件にご賛同いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(岩﨑隆寿君) 発議案第11号 特定有人国境離島運賃低廉化検討特別委員会の設置についてを採決 いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岩﨑隆寿君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

特定有人国境離島運賃低廉化検討特別委員の選任

○議長(岩﨑隆寿君) これより特定有人国境離島運賃低廉化検討特別委員の選任を行います。

特定有人国境離島運賃低廉化検討特別委員は、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において次の10名の諸君を指名いたします。

 2番 宇 治 沙耶花 さん
 6番 山 田 伸 之 君
 8番 駒 形 信 雄 君

 11番 大 森 幸 平 君
 12番 髙 野 庄 嗣 君
 13番 中 川 直 美 君

 14番 中 川 隆 一 君
 16番 佐 藤 孝 君
 18番 近 藤 和 義 君

 19番 祝 優 雄 君

10日儿 皮血

以上の10名であります。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午前11時35分 再開

○議長(岩﨑隆寿君) 再開いたします。

休憩中、特定有人国境離島運賃低廉化検討特別委員会において正副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

特定有人国境離島運賃低廉化検討特別委員会委員長 祝 優 雄 君

副委員長 大森幸平君

以上であります。

○議長(岩崎隆寿君) これで本日の日程は全部終了いたしました。次の会議は、7日午前10時から一般質問を行います。本日は、これにて散会いたします。午前11時36分 散会